

市民委員を募集

市は、市民の皆さんと連携して、市民参加による市政を展開しています。また、市では第5次男女平等参画推進計画に基づき、審議会等への女性の積極的な参画を求めています。

立川市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討委員会

市は、人口減少の進展に的確に対応し、将来にわたって活力のある住みよいまちを維持していくため、今後5か年の目標や施策の基本的な方向等を定める「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定します。策定にあたり、市民の皆さんのご意見をいただく「立川市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討委員会」を設置し、市民委員を募集します。委員会は市民委員のほか、学識経験者や団体推薦者など10人程度で構成されます。

- 対象 身体障害者手帳1級・2級・3級の方(3級は下肢、体幹、内部障害のみ)と愛の手帳1度・2度の方。ただし、次に出席できる方(保育あり。1歳〜学齢前)▼募集人数 1人(選考。過去3年程度において公募により市の審議会委員等に就任していない方を優先)▼任期 5月〜8月(予定)▼開催回数 4回▼謝礼 1回1万8000円▼応募方法 4月13日(月)「必着」までに任意の用紙(原稿用紙など)に、住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、電話番号、メールアドレス、職業と、「若者世代が住み続けたいと思うまちにするには、立川市のどこを変えたいか」に対する意見(800字程度)を書いて、郵送、ファクス、Eメールまたは直接企画政策課(市役所2階)内線2687 **Fax** (521)2653 **e**: kakuseisaku@city.tachikawa.lg.jp

心身に障害のある方へ

タクシー・リフトタクシー・ガソリン共通助成券を交付

市は、心身に障害のある方を対象に、タクシー・リフトタクシー・ガソリンにかかる費用の一部の助成を行っています。この助成券の平成27年度分(4月〜平成28年3月分)を次のように交付します。

- 対象 身体障害者手帳1級・2級・3級の方(3級は下肢、体幹、内部障害のみ)と愛の手帳1度・2度の方。ただし、次に該当する方は除きます▼世帯の平成26年度市民税所得税の一番高い方の額が一定基準以上である▼介護保険施設または障害者(児)入所施設などに入所している▼病院などに入院している

●助成額 下表の通り

- 交付に必要なもの 身体障害者手帳か愛の手帳、印鑑。転入者は、前住所地での平成26年度の住民税所得割額が分かる書類

情報紙「アトム」市民編集委員

男女平等参画社会推進に向けて新しい生活文化を発信する情報紙「アトム」(年1回発行、タブロイド判)の編集委員を募集します。発行(12月を予定)までに10回程度開催する編集会議に参加し、紙面の企画・編集や取材・執筆を行います(保育あり。1歳〜学齢前)。

- ▼対象 4月27日現在、20歳以上で、市内に引き続き3か月以上在住の方▼募集人数 5人(選考)▼任期 任命日から平成28年3月31日まで▼謝礼 1号につき1万3000円▼応募方法 4月27日(月)「必着」までに「アトム編集委員応募」、住所、氏名、年齢、電話番号と、



男女平等参画課(〒190-0012曙町2-36-2女性総合センター5階) **Fax** (528)6801 **Fax** (528)6805 **e**: danjobyou@dou@city.tachikawa.lg.jp

- も(平成25年1月〜12月の収入などを基準とします)
- 交付場所 4月1日(水)〜3日(金)・6日(月)・7日(火) 市役所101会議室 5日(日) 臨時休日窓口を障害福祉課(市役所1階)に開設 4月8日(水)以降 障害福祉課

「男女平等参画を推進するために」に対する意見(400字〜800字)を書いて、郵送、ファクス、Eメールで男女平等参画課へ

男女平等参画推進審議会 市民委員

男女平等参画を推進する計画の実施状況等を審議します(保育あり。1歳〜学齢前)。

- ▼対象 平成27年1月1日現在、市内在住の20歳以上の方▼募集人数 5人以内(選考)▼任期 任命日から2年▼謝礼 1回1万8000円▼応募方法 4月23日(木)「消印有効」までに「審議会市民委員応募」、住所、氏名、年齢、性別、電話番号と、「男女平等参画を推進するために」に対する意見(400字〜800字)を書いて、郵送、ファクス、Eメールで男女平等参画課へ

助成額一覧

	世帯の平成26年度市民税所得割額の一番高い方の額	助成額 (1か月当たり)
身体障害者手帳 1級・2級	100,600円以下	3,500円
愛の手帳 1度・2度の方	100,700円〜268,200円	2,000円
身体障害者手帳 3級(下肢、体幹または内部障害)の方	268,300円以上	対象外
	36,100円以下	3,500円
	36,200円以上	対象外

3月29日 **4月5日**
臨時休日窓口を開設

引っ越しシーズンに合わせ、3月29日と4月5日の日曜日、臨時休日窓口を市役所に開設します▶時間=午前8時30分〜午後5時※窓口サービスセンターは平日(午前8時30分〜午後8時)、土曜・日曜日(午前8時30分〜午後5時)に開所。転出入などの届け出を受け付けています。なお、時間帯によって取扱業務が限られます。

市役所代表電話(523)2111、窓口サービスセンター(540)0020

主な取扱業務	問い合わせ
<ul style="list-style-type: none"> ●転出入・転居・戸籍などの届け出 ●印鑑登録と市民カードの発行 ●住民票の写し・戸籍謄抄本・印鑑登録などの証明書の発行 ●外国人登録の届け出 <p>取り扱いができないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶住基ネットに関する業務(特例転入を除く) ▶電子証明書に関する業務 ▶自動車等の臨時運行許可 	市民課(1階)内線1371
<ul style="list-style-type: none"> ①国民健康保険・後期高齢者医療制度の届け出(資格取得・喪失・変更・再交付) ②国民健康保険料・後期高齢者医療保険料に関する業務 ③高額療養費等の支給申請と各種補助制度に関する業務 ④国民年金の届け出・申請(年金事務所への照会を要するものを除く) 	保険年金課(1階) ①③医療給付係・内線1401 ②賦課係・内線1416 ④国民年金係・内線1394
<ul style="list-style-type: none"> ①軽自動車税に関すること ②市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の収納 ③納税証明書の発行(当日納税の確認ができるもののみ) ④課税(非課税)証明書、固定資産税関係証明書の発行 	①課税課(1階)内線1200 ②③納税課(1階)内線1240 ④市民課(1階)内線1371
<ul style="list-style-type: none"> ①児童に関する手当等の申請 ②ひとり親家庭等医療費助成に関する業務 ③乳幼児医療費助成に関する業務 ④義務教育就学児医療費助成に関する業務 	子育て推進課給付係(1階) ①内線1346 ②内線1345 ③④内線1347
<ul style="list-style-type: none"> ①要介護認定等に関する業務 ②介護保険料の収納 	介護保険課(1階) ①介護認定係・内線1451 ②介護保険料係・内線1446
<ul style="list-style-type: none"> ●障害者福祉に関する業務 	障害福祉課(1階)内線1510
<ul style="list-style-type: none"> ●児童・生徒の転出入に関する業務 ●入学通知書(新小学・中学1年生用)の発行 ●就学援助の申請受付 	学務課(2階)内線2515 ※当日のみ1階